

第2章 全ての子供・若者の健やかな育成

第1節 自己形成のための支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

(学校教育における取組)

○平成20(2008)年と21(2009)年に改訂された学習指導要領(以下「現行学習指導要領」という。)では、特に小学校低学年において、挨拶などの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人としてしてはならないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。

○平成27(2015)年3月に、平成30(2018)年度から小学校、平成31(2019)年度から中学校において道徳を「特別の教科」に位置付けるための学習指導要領の一部改正などを行い、平成27年4月からは移行措置として、改正後の学習指導要領の全部または一部について実施可能となっている。

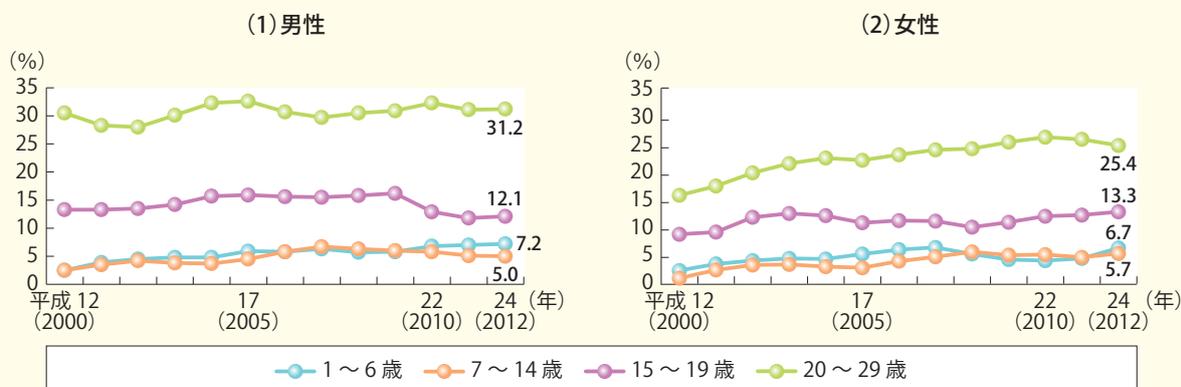
(社会全体で取り組む子供の生活習慣づくり)

○文部科学省は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。平成28(2016)年度には、運動開始10周年を記念し、記念誌の作成や記念フォーラム・式典を開催した。

(食育活動の推進)

図表3 朝食の欠食率

◆20代の朝食欠食率が特に高い数値で推移している。



(出典) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(注) 欠食とは、次の3つの合計である。

①食事をしなかった場合、②錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合、③菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合

○「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月18日食育推進会議決定)においては、食育に関する知識、意識、実践について課題が多い若い世代を中心とした食育の推進を重点課題の一つとし、栄養バランスに配慮した食生活を実践する若い世代を増やす等、若い世代に関する目標も新たに設けて、子供や若者の食育の推進に一層取り組むこととしている。

○文部科学省は、全国の公立小中学校等における食に関する指導を行う栄養教諭の配置を促進している。

○厚生労働省は、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進している。

○農林水産省は、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」の活用を促進するほか、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践や、食や農林水産業への理解を深めるための教育ファームの実施などを推進している。

○内閣府の食品安全委員会は、小学校5・6年生とその保護者を対象とし、食品安全委員会委員との意見交換を通して食の安全について楽しく学び、理解を深めてもらう「ジュニア食品安全委員会」を開催している。

(2) 規範意識等の育成

○学校教育では、誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。

○青少年教育施設では、社会性や協調性を育むため、自然体験や集団宿泊体験といった様々な体験活動の機会と場が提供されている。

○警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。

○総務省は、子供のメディアリテラシーを向上させるための教材の開発・貸出しや、教員を対象とした授業実践パッケージの提供を行っている。

(3) 体験活動の推進

○文部科学省は、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、体験活動の評価・顕彰制度に関する調査研究や体験活動を推進する企業の表彰に取り組んでいる。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動を推進している。

(4) 読書活動の推進

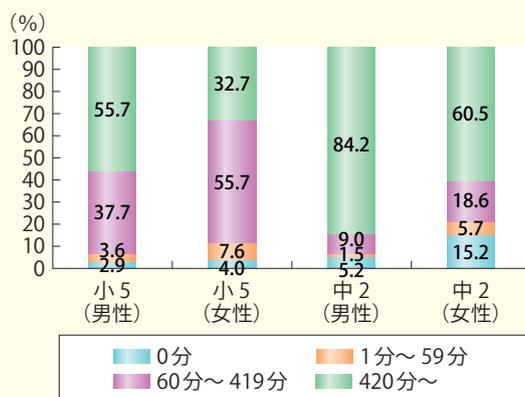
○文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平13法154)と「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次)」(平成25年5月閣議決定)に基づき、子供の読書活動を推進している。

○文部科学省は、図書館、公民館、博物館等が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進している。

(5) 体力の向上

図表4 1週間の総運動時間（平成28年度）

◆小学5年生女子の1割強、中学2年生女子の約2割が学校の体育・保健体育の授業以外で1週間ほとんど運動をしていない。



(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(注) ふだんの1週間について「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを、合計で1日おおよそ何分くらいしているか」に対する各曜日の回答の合計。

(地域社会での体力向上の取組の推進)

○スポーツ庁は、子供の体力向上に向けた総合的な施策を推進しており、学校や地域における体力向上に向けた取組を推進している。

(学校における体育・運動部活動の振興)

○スポーツ庁は、体育・保健体育の授業の充実を図るために、平成29（2017）年度から、現場で抱えている諸課題を解決するプログラムを開発し、普及する取組を実施する。

(6) 生涯学習への対応

(高等教育機関における学修機会の充実に関する取組)

○独立行政法人日本学生支援機構は、若者の学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用を行っている。

(学習した成果の適切な評価)

○中央教育審議会における答申（平成28年5月）では、検定試験について、評価の仕組みの確立や情報公開の促進による、質の保証・社会的活用の促進について提言されている。本答申を踏まえ、文部科学省では、検定試験の自己評価や第三者評価について検討する会議の開催等を行っている。

(女性の生涯学習)

○文部科学省は、一旦離職した地域の女性人材を対象に、学びを通じた社会参画を促進するため、地域の関係機関、大学、男女共同参画センター等によるネットワークの形成とその取組の在り方を検討し、全国へ向けた普及を進めている。

(男女共同参画のための生涯学習)

○文部科学省は、平成28（2016）年度より、高校生が進路選択に当たって就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、教材を作成している。

2 学力の向上

(1) 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立

○文部科学省は、現行学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向け、教職員定数の改善や新たに必要となる補助教材の作成・配布、理科教育設備の整備支援、理数教育や外国語教育その他の各教科や活動の充実を支援している。平成29（2017）年度には、

- ・全国学力・学習状況調査による子供の学力や学習状況の把握・分析
- ・小学校・中学校等における理科の観察・実験活動の充実を図るため、観察実験アシスタントの配置支援や、「理科教育振興法」(昭28法186)に基づいた理科教育設備整備補助
- ・地域の人材・企業などの協力による、全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実などを行う。

○また、中央教育審議会においては、次期学習指導要領に関する審議を進め、平成28（2016）年12月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を取りまとめた。

(2) 基礎学力の保障等

○文部科学省は、習熟度別少人数指導、ティーム・ティーチング、小学校の専科指導など指導方法の工夫・改善を行う学校や、特別な配慮が必要な学校などに対し、教職員の加配定数を措置している。

(3) 高校教育の質の保証

○文部科学省は、高校教育の質の確保と向上を促すため、学習指導要領の改訂や各学校における学校評価の取組の推進などの多様な施策を実施している。

(4) 学校教育の情報化の推進

○文部科学省では、平成28（2016）年7月に、次期学習指導要領を見据えた情報活用能力の育成や教科指導におけるICT活用の充実等に向け、学校におけるICT環境整備を加速させる観点から、「教育の情報化加速化プラン」(文部科学大臣決定)を策定した。

○文部科学省と総務省は連携して、平成26（2014）年度から、クラウドなどの最先端技術を活用した新たな実証事業（「先導的な教育体制構築事業」）に取り組んでいる。

○総務省の「若年層に対するプログラミング教育の普及推進」事業では、平成28年度からクラウドを活用した低コストかつ効果的なプログラミング教育の実施モデルを行っている。

3 大学教育等の充実

(1) 大学教育の充実

(教育機能の充実)

○文部科学省は、個性・特色ある優れた取組に対し、新たな教育改革の方向性に合致した先進的な取組を支援する「大学教育再生加速プログラム」をはじめとする財政支援や情報発信を行っている。

(教育研究の質の維持・向上)

○全ての国公私立大学が文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける認証評価制度により、恒常的に大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

(大学院教育の充実)

○文部科学省は、産・学・官の参画を得つつ専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する「博士課程教育リーディングプログラム」事業を実施し、大学院教育の抜本的改革を支援している。

(学修支援サービス)

○文部科学省は、多様化した学生の学修活動を支援する取組に関する調査の結果を発信することで、

大学の取組を促進している。

(2) 専修学校教育の充実

○文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を開始
- ・専修学校をはじめとした教育機関が産業界等と協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進する「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施

第2節 子供・若者の健康と安心安全の確保

1 健康教育の推進と健康の確保・増進等

(1) 健康教育の推進

○学校では、「学校保健安全法」(昭33法56)に基づき、養護教諭と関係教職員が連携した組織的な保健指導や、地域の医療機関をはじめとする関係機関との連携による救急処置・健康相談・保健指導の充実が図られている。

(2) 思春期特有の課題への対応

- 文部科学省は、子供が自らの心と体の健康を守ることができるよう、喫煙や飲酒、薬物乱用、感染症などについて総合的に解説した教材を作成し、小・中・高校などに配布している。
- 厚生労働省は、シンポジウムやホームページを活用して、喫煙と飲酒による健康に対する影響についての情報提供を行っている。また、10代の人工妊娠中絶実施率や性感染症罹患率、児童・生徒における痩身傾向児割合の減少を実現することなどを目標とし、正しい知識の普及啓発をはじめとする各種の取組を推進している。

(3) 妊娠・出産・育児に関する教育

- 学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とし、この目的に則した指導が保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して行われている。
- 厚生労働省は、専門的知識を有する医師や保健師等による健康教室や講演会の実施等により、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発を図っている。

(4) 10代の親への支援

厚生労働省は、妊娠・出産・育児について、医師や助産師などから専門的なアドバイスを受ける機会でもある妊婦健診を受けられるよう、必要な妊婦健診の回数、項目に係る費用の全てについて地方財政措置を講じている。

(5) 安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等

(安心で安全な妊娠・出産の確保)

○厚生労働省は、妊娠や出産に係る経済的負担の軽減や、周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保、不妊治療への支援、妊娠や出産に関する情報提供や相談支援体制の整備、マタニティマークの普及啓発等に取り組んでいる。

(地域における母子保健の充実)

○厚生労働省は、妊産婦と乳幼児の心身の健康保持・増進のため、市町村が行う妊産婦・乳幼児に対する健康診査や保健指導といった母子保健事業を推進している。

(小児医療・予防接種の充実)

○厚生労働省は、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備の支

援や、保護者の不安解消のための小児救急電話相談事業（#8000）の実施の支援などにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている。

2 子供・若者に関する相談体制の充実

(1) 相談窓口の広報啓発等

○内閣府では、児童虐待、いじめ、ひきこもり、不登校等、子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、専門の相談窓口、相談機関についてホームページにおいて周知を図っている。

(2) 子ども・若者総合相談センターの充実

○内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る青少年センターをはじめとする公的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している。

(3) 学校における教育相談体制の充実

○文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図っている（図表5）。また、教職員を対象とした研修会などを行っている。

○文部科学省では、平成27（2015）年12月から「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、今後の教育相談の在り方、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容、学校及び教育委員会における体制の在り方など、児童生徒の教育相談の充実について提言する報告を公表した。

図表5 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー



（出典）文部科学省資料

(4) 地域における相談体制の充実

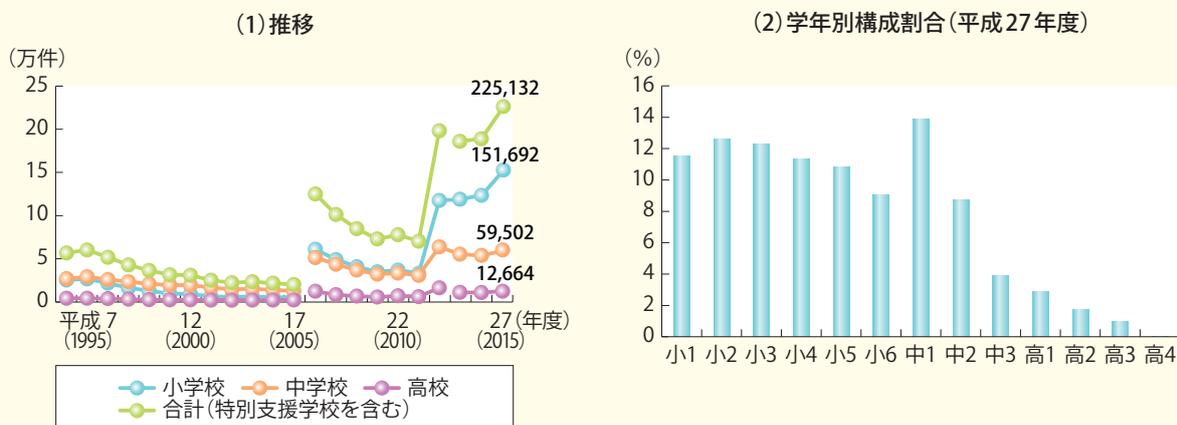
○厚生労働省は、「地域子育て支援拠点」の設置、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所における相談の推進、価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動の普及促進、障害児通所支援を利用する原則全ての保護者に対する障害児相談支援、「子どもの心の診療ネットワーク事業」、「労働条件相談ほっとライン」の設置等の取組を実施している。

○消費者庁は、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットライン「188」番を運用している。

(5) いじめ防止対策等

図表6 いじめの認知（発生）件数

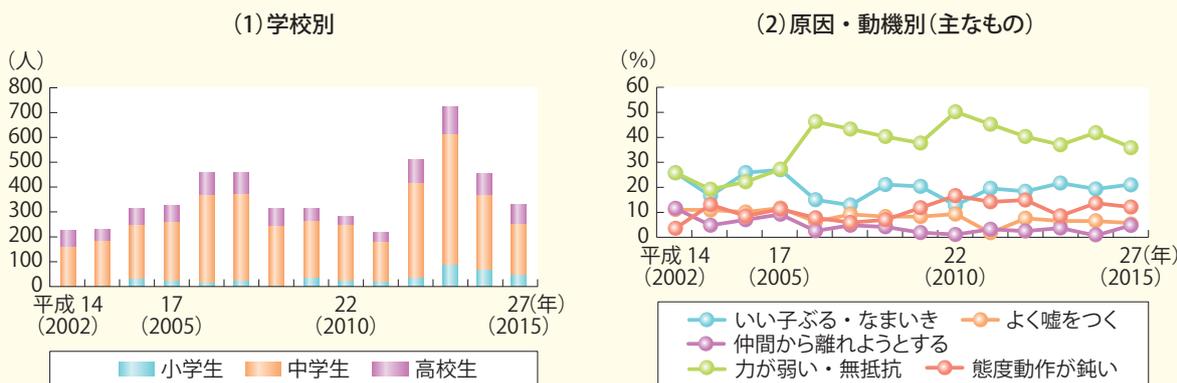
◆平成27年度の学校におけるいじめの認知件数は、約22万5,000件。学年別で見ると、中学1年生において件数が多い。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 1. いじめの定義：「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
 2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。
 3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。
 4. 平成25年度からは、高等学校に通信制課程を含む。
 5. (2)のグラフは、学年別いじめの認知件数から作成。全学年のグラフの合計は100%となる。
 6. 特別支援学校のみは省略。
 7. 「高4」には、高等学校定時制課程等の4年生以上、または単位制の入学年度を1年次として、4年次以上を計上。

図表7 いじめに起因する事件の検挙・補導

◆警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、小・中・高等学校全てにおいて、ここ2年減少している。
 ◆いじめの主な原因・動機については、「力が弱い・無抵抗」が高く、約4割を占めている。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」
 (注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙、補導した事件のうち、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に加えることにより苦痛を与えること」による事件（暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を除く。平成25年以前においては物理的攻撃又は心理的圧迫が反復継続しているものに限る）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。
 2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成19年まではすべて「その他」に、平成20年以降は各原因・動機に計上。

(いじめ防止対策の総合的な推進)

○文部科学省は、平成29（2017）年度には、引き続き、いじめの問題をはじめとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

- ・幅広い外部専門家を活用していじめの問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進

- ・道徳教育の推進等による未然防止
- ・早期発見・早期対応
- ・教職員定数の加配措置・教員研修の充実

加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。また、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、平成29年1月には「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

- 警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

(いじめの問題に関する相談対応)

- 文部科学省は、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、全国統一の電話番号を設定しており、平成28（2016）年度から、より気軽に相談できるよう通話料を無料化している（電話番号は0120-0-78310）。
- 警察は、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など、いじめを受けた子供が相談しやすい環境の整備を進めている。
- 法務省の人権擁護機関は、「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」（0120-007-110）、全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）の配布等を行っている。

(6) 暴力対策等

- 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、
 - ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること
 - ・犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること
 などを求めており、引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知徹底を図っていく。
- 警察は、校内暴力についても、いじめ同様、スクールサポーターや学校警察連絡協議会などを活用した情報交換により、早期把握に努め、悪質な事案に対しては厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置を行うとともに再発の防止に努めている。

3 被害防止のための教育

(1) 安全教育

(学校における安全教育)

- 文部科学省は、教職員などへの研修や、子供の対応能力の向上を図るための「防災教室」、「交通安全教室」、「防犯教室」の開催を支援している。

(警察が行う防犯教育・交通安全教育)

- 警察は、幼稚園や保育所、小学校などにおいて、防犯教室を開催している。また、保育所、学校等において、交通安全教育を行っている。

(防災に関する各種取組)

- 内閣府は、幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施している。
- 消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子供を対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している。